

〒 8708504
大分市荷揚町2番31号
大分 太郎 様

令和元年9月
大分市長 佐藤 樹一郎

大分市内の空家等の所有者等の意向に関するアンケート調査へのご協力をお願い

日頃より市政に対しましてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて近年、少子高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来により、全国的に空き家が増加しており、特に適切に管理されていない空き家については景観、防災、衛生などのさまざまな面で社会問題となっております。

そこで、大分市では空家等対策に必要な空家等の現状や課題の把握を行うため、空家等の所有者等の皆様へアンケート調査を行うこととしました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

※このアンケートは、平成27年度に実施した「大分市空家等実態調査」により空家等と判断された建物等について、所有者調査等により把握した所有者と思われる方を対象に「空家等対策の推進に関する特別措置法」第9条第1項に基づいて実施するものです。

ご記入に当たってのお願い

- 1 本調査の対象は、敷地外からの外観の目視により空家等であろうと判定された建物の所有者等の皆様にお送りしているため、調査対象建物が空家等でないにも関わらず抽出されている場合があります。**調査対象建物が空家等でない場合は、大変恐縮ではございますが、別添調査票の間1(1-1)～間2(2-3)にご回答のうえ、返信用封筒でご返信ください。**
- 2 各質問には、令和元年8月31日現在の状況でお答えください。
- 3 各質問の回答は、該当する番号に○をつけてください。また、自由記述欄がある場合には、該当事由をご記入ください。
- 4 調査結果は、大分市の空家等に関する対策についての検討資料としてのみに使われるもので、それ以外の目的に使われることはありません。
- 5 調査対象建物について、「売りたい・貸したい等」のご意向がある方で、不動産関連団体等にご相談のある方は、別紙、同意書にご記入のうえ、本調査票と一緒にご投函ください。
- 6 ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒で **調査票(必要な方は同意書含む)を令和元年10月31日(木)までにご投函ください。**
- 7 内容などについてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 大分市土木建築部住宅課 担当: 権田、安東
電話 097-585-6012
FAX 097-536-5896

大分市内の空家等の所有者等の意向に関するアンケート調査

調 査 票

ご多忙中まことに恐縮ですが、調査対象建物についてのアンケート調査にご協力お願いいたします。

必ずご確認ください

本調査票については、下記の所在地の建物についてお答えください。

調査対象建物	大分市 荷揚町2番31号
---------------	---------------------

※本アンケート調査は、平成27年度に実施した「大分市空家等実態調査」により空家等と判断された建物等について、登記調査等により把握した所有者と思われる方を対象に実施しております。

※ご記入が終わりましたら、**本調査票を同封の返信用封筒で令和元年10月31日(木)までにご投函ください。**

※上記の所在地の建物について、**心あたりがない方は**下記にチェック☑を入れて、**調査票には回答せず**に同封の返信用封筒に入れてご投函ください。

私は、調査対象建物(上記に記載している所在地の建物)には心あたりがありません。

※ **調査対象建物について、「売りたい・貸したい等」のご意向がある方で、不動産関連団体等に情報提供することに同意される方は、別紙、同意書にご記入のうえ、本調査票と一緒にご投函ください。**
後日、不動産関連団体等「一般社団法人 大分県宅地建物取引業協会」、もしくは「公益社団法人 全日本不動産協会大分県本部」から、直接、ご連絡をさしあげる予定です。

【調査に関するお問い合わせ先】大分市土木建築部住宅課 担当:権田、安東

電話 097-585-6012

FAX 097-536-5896

この欄は管理項目ですので、ご記入は不要です。

				01	999	111111
--	--	--	--	----	-----	--------

3ページ問4(4-1)で「5:取り壊す」、問2(2-1)で「4:取り壊して更地にした」を選んだ方にお尋ねします。

(4-2) 建物を取り壊した後の土地についてお尋ねします。(○は1つのみ)

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1: 更地のままとする | 4: 売りたい、貸したい |
| 2: 駐車場や畑等として使用する | 5: その他 (例)欲しい人などに譲渡したい |
| 3: 建物敷地として使用する | [] |

3ページ問4(4-1)で「6:そのままにしておく」「7:その他」を選んだ方にお尋ねします。

(4-3) 賃貸・売却しないまたは取り壊さない理由は何ですか。(○は複数可)

共通の理由	1: 物置として必要だから	4: 資産として保有しておきたいから
	2: 仏壇など捨てられないものがあるから	5: 労力や手間をかけたくないから
	3: 将来、自分や親族が使うかもしれないから	6: 特に困っていないから
賃貸・売却理由	7: 古い・狭いなど住宅の質が低いから	12: 戸建てを借りる人が少ないから
	8: 道路付けや交通の便が悪いから	13: 中古戸建てを買う人が少ないから
	9: リフォーム費用をかけたくないから	14: 好きな時に利用や処分ができなくなるから
	10: 満足できる家賃が取れそうにないから	15: 他人に貸すことに不安があるから
	11: 満足できる価格で売れそうにないから	16: その他 []
取り壊さない理由	17: 解体費用をかけたくないから	19: 更地にしても使い道がないから
	18: 取り壊すと固定資産税が高くなるから	20: その他 []

大分市では、空家等の利活用等をお考えのみなさまを支援しています。

※大分市空家等相談会…専門家が一堂に会して、空家等に関する相談を受ける。

※大分市空家等改修支援事業…空家等の改修費用の一部を補助する制度。

詳しくは別紙資料に掲載、又は本市ホームページにて公開しています。

(4-4) 空き家の維持・管理、利用、活用についてご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

(例)「空き家を活用したい気持ちはあるが、空き家の中にある家財の処分に困っている」など

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**※ 調査対象建物について、「売りたい・貸したい等」のご意向がある方で、不動産関連団体等に情報提供することに同意される方は、別紙、同意書にご記入のうえ、本調査票と一緒に投函ください。
後日、不動産関連団体等「一般社団法人 大分県宅地建物取引業協会」、もしくは「公益社団法人 全日本不動産協会大分県本部」から、直接、ご連絡をさしあげる予定です。**

情報提供の申し込みをされる皆様へ

大分市では、市内の空家等の市場への流通促進を図ることを目的に、「大分市」、「一般社団法人大分県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会大分県本部」（以下、不動産関連団体等という。）は、「空家等の利活用の促進に関する協定」を締結しています。

本書は、この協定に基づいて作成されており、**対象建物について、「売りたい・貸したい等」のご意向がある方で、不動産関連団体等に情報提供することに同意される方**は、以下の表の該当する欄にご記入のうえ、別紙、アンケート調査票と一緒にご投函ください。（※提出は、任意です。）

<お知らせ>

同意書は提出後2か月以内に、ご記入いただいた連絡先に**一般社団法人 大分県宅地建物取引業協会**、もしくは**公益社団法人 全日本不動産協会大分県本部**（以下、「不動産関連団体等」という）から、**直接、連絡をさしあげる予定です。**

<きりとり線>

情報提供に関する同意書

※本同意書については、必要な方のみの任意提出です。

大分市長様

私は、以下に記載する事項について、一般社団法人 大分県宅地建物取引業協会、及び公益社団法人 全日本不動産協会大分県本部に情報提供することを同意します。

【記入日】 令和 年 月 日

対象建物 大分市 荷揚町2番31号

希望する内容 (複数可)	<input type="checkbox"/> 現状のまま、賃貸希望	<input type="checkbox"/> 修繕後、賃貸・売却を希望
	<input type="checkbox"/> 現状のまま、売却希望	<input type="checkbox"/> 解体後、更地にして売却を希望
	<input type="checkbox"/> 現在、不動産関連業者と契約しているが、他者の意見等を聞きたい等	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

申込者記入欄	〒 住所	
	(フリガナ)	
	氏名 (印)	
	対象建物との関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> 相続人(手続き:完了・未了・協議中) <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話番号	携帯番号
	FAX	e-mail
連絡を希望する日時 () 曜日 () 時頃		

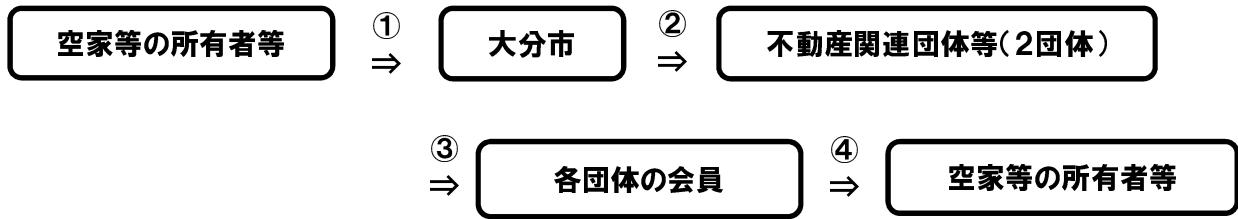
※裏面をご覧ください。

この欄は管理項目ですので、ご記入は不要です。

--	--	--	--

01	999	111111
----	-----	--------

空家等に関する情報提供の流れ



- ①空家等の所有者等は、大分市へ空家等の情報提供同意書を提出する。
- ②大分市は空家等の地図・同意書を各団体の代表者へ情報提供する。
- ③不動産関連団体等の代表者は、各会員へ空家等の情報提供をする。
- ④取り扱いをする各団体の会員は、空家等の所有者等へ連絡する。
以降、空家等の所有者等は、各団体の会員と話を進める。

【お問い合わせ先】

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市役所住宅課 住宅活用担当班 電話：097-585-6012 FAX：097-536-5896

< きりとり線 >

< 情報提供に関する注意事項 >

- 申込をされた個人情報には空家等に関する相談業務の目的以外には利用いたしません。
- 原則として、市内に空家等を所有している人が対象となります。
- 空家等の売買や解体等の交渉・契約は、不動産関連団体等の会員と空家等の所有者等の話し合いのもとに行っていただきます。
- 市では、情報提供された空家等の情報を不動産関連団体等へ紹介をしますが、空家等の売買や解体等の交渉・契約については、直接関与いたしません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 契約後の現地調査および交渉については、仲介手数料が必要となります。
詳しくは、調査を依頼する際に取扱店にご確認ください。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。